



# 医療・福祉における最近の動向

2008年8月 (No. 2)  
高井直樹会計事務所

## 1. 療養病床転換

2012年3月を目途に療養病床の数を38万床から15万床へと大幅に削減する方針が発表され、その後の動向が注目されています。また、つい最近には22万床程度を目標とするという計画変更も検討されているようです。

転換の方向性としては、一般病床、回復期リハビリテーション病床、介護老人保健施設、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅等々いろいろな施設が考えられますが、既存の建物を利用して転換を実施する際には、さまざまなハードルがあります。

### I 建築基準法上の問題

次のような工事内容については、原則的に建築確認申請が必要となります。

- i 延べ床面積10㎡を超える増築工事
- ii 大規模な改修工事
- iii 用途変更

昨年来、建築確認申請の手続きについては、その取扱いが厳格となり、建築確認がおきるまでにかかなりの期間がかかっているようです。

また、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けた建物（旧耐震建築物）については、耐震診断の実施や必要に応じて耐震補強の工事が要求されます。

なお、岐阜県においては、介護保険法第106条の規定により、療養病床から介護老人保健施設に転換することに関しては、上記i、iiに該当する場合を除いて、用途変更該当しないとの解釈が出されており、建築確認申請の提出は不要となるようです。

### II 消防法上の問題

病院においては、床面積が3,000㎡未満の場合には、スプリンクラーの設置義務はないのですが、高齢者向け施設等に転換する際はその種類が変更となるため、スプリンクラー設置が原則となります。したがってたとえば前記のように療養病床から介護老人保健施設に転換する際には、建築確認申請の提出の必要がない場合であっても、スプリンクラーに関

しては原則的にその設置は避けられないということになります。

### Ⅲ 介護保険事業計画の問題

厚生労働省が平成20年3月に発表した「療養病床の再編成と円滑な転換に向けた支援措置のご説明」において、療養病床から老健施設等への転換分等の取扱いに関して、

- ・医療療養病床からの転換分

- 年度ごとのサービス量は見込むが、必要定員総数は設定しない  
→ 必要定員総数の超過を理由とする指定拒否等は生じない。

- ・介護療養病床からの転換分

- 年度ごとの必要定員総数を定めるが、同じ介護保険財源の中での種別変更である

- 必要定員総数の超過を理由とする指定拒否等は行わない。

として、介護保険の第4期事業計画においては療養病床の転換分については、その計画に拘束されないこととなっています。

しかしながら、医療療養病床からの転換に関しては、実際には介護保険者においてその財政に大きな影響が出る事が予想されるとして、難色を示すというケースもあるようです。

### Ⅳ 人事関係の問題

病院体制維持のための人員確保が困難だからという理由で療養病床の転換を検討する場合はともかく、他施設への転換に際しては、現在の職員を相当数解雇することが必要となります。医療スタッフ以外は再就職も厳しい状況の中、病院側として可能な限りの対応を考えておく必要があるかと思えます。

## 2. 終わりに

廃止の時期が明確にされているため、すでにカウントダウンが始まっています。仮に転換を実施するとしても、実際の手続きにおいては、法的な基準を満たせるかどうかも含めて検討した上で、その方向性を決定し、所轄の医務課、福祉課、建築指導課、消防署、介護保険者など関係各行政機関等との打合せや確認、調整を行わなければなりません。

したがって、転換実行のためのハードルをクリアするには、相当の期間を要することが予想されます。

できれば今年度中に、遅くとも2009年の介護保険報酬の改定内容の検討後速やかに方向性を定め、余裕をもった計画を立てた上で対応していく必要があると考えます。